

[事案 2020-162] 手術給付金等支払請求

・令和3年2月22日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右足の第5趾末節骨を骨折し、骨折観血的手術を受けたため、平成16年3月に契約した医療保険特約付終身保険にもとづき手術給付金および傷害後遺障害保険金を請求したところ、約款上、足指の骨折は支払対象とは認められないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、手術給付金および傷害後遺障害保険金等を支払ってほしい。これが認められない場合は、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)骨折を原因として、右足の第5趾が硬直しており、自力では動かない状況である。
- (2)契約時に保障内容の説明を細かく受けておらず、同じ保険会社の別の保険契約では支払われている。そのような違いがあるのであれば説明すべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本件約款において、足指の骨折は明確に支払対象ではないことから、手術給付金を支払うことはできない。
- (2)申立人の足指は「足指の用を廃したもの」に該当しないことから、傷害後遺障害保険金の支払対象ではない。
- (3)本契約は有効に成立しており、契約取消しまたは無効を原因とする事由はなく、既払込保険料を返還する理由がない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、足指に残る後遺症は約款所定の身体状態に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。